

株式会社 藤里開発公社の経営状況について

株式会社藤里開発公社の経営状況について、6月議会定例会で報告したので公表いたします。

平成29年度藤里開発公社部門別損益計算書（H29.4～H30.3）

（単位：千円）

科 目	ホ テ ル	健康保養館	加工センター	白神山水 生産販売	本 部	合 計
売 上	77,513	27,052	26,938	104,435	0	235,938
加 工 手 数 料	0	0	17,909	0	0	17,909
指 定 管 理 料	0	18,212	7,103	13,896	0	39,211
売 上 計	77,513	45,264	51,950	118,331	0	293,058
期 首 在 庫	1,276	549	5,528	5,399	0	12,752
当 期 仕 入	28,082	7,035	13,183	30,182	0	78,482
期 末 在 庫	1,060	346	5,374	7,596	0	14,376
売 上 原 価	28,298	7,238	13,337	27,985	0	76,858
売 上 総 利 益	49,215	38,026	38,613	90,346	0	216,200
一 般 管 理 費	101,702	49,700	37,021	64,127	16,334	268,884
営 業 利 益	△52,487	△11,674	1,592	26,219	△16,334	△52,684
営 業 外 収 入	65,297	1,352	0	4,364	4	71,017
営 業 外 費 用	4,874	0	0	0	0	4,874
経 常 利 益	7,936	△10,322	1,592	30,583	△16,330	13,459
特 別 損 益	0	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	7,936	△10,322	1,592	30,583	△16,330	13,459
法 人 税 等	0	0	0	0	1,018	1,018
当 期 純 利 益	7,936	△10,322	1,592	30,583	△17,348	12,441

※6月議会定例会で報告した資料を編集して作成しています。

●ホテル（売上高77,513千円、前年度比105.6%、4,084千円増）

「ねんりんピック」での軟式野球開催、高松宮賜杯軟式野球大会関係者などの宿泊や自動車販売会社社員研修の回数増などにより、大きく売上げが伸びました。売上原価は前年比2,019千円減となり、一般管理費は水道光熱水費の削減などにより、前年比1,654千円の減となりました。

●健康保養館（売上高27,052千円、前年度比90.5%、2,827千円減）

町内をはじめ、周辺地域の少子高齢化・人口減少などの影響と考えられる利用者数の減少が続いています。無料送迎バスの運行回数を増やしたり、風呂の日やポイントカード抽選会の開催・高齢者向けイベント実施などにより売上げの向上に努めましたが、昨年度を上回ることができませんでした。

●加工センター（売上高44,847千円、前年度比132.8%、11,076千円増）

平成29年2月から開始した山芋皮むき事業は、施設の有効活用と高齢者等の所得向上の場となっています。売上高は大幅に伸びて、売上原価は前年比2,016千円の減となりました。また、新たにきりたんぼ大手業者から「さがきごぼう」の注文があり、取引を開始しました。アイスクリームの新商品を開発し、今後商品化を目指すほか、地域住民の利用しやすい施設として取り組んでいきます。

●白神山水生産販売（売上高104,435千円、前年度比99.8%、218千円減）

不良品除去のためのカメラ機器導入により、J R ウォータービジネス社から昨年度を上回る受注があり、同社分は大幅な増収となりました。また、水の会員特典として年間を通して低価格で購入できるようにいたしました。売上原価は、光熱水費や運賃値上げにより前年比4,204千円の増となっております。品質管理面では、秋田県版HACCPを取得でき、今後も引き続き信頼性の高い商品の販売に努めます。

<指定管理料について>

開発公社の運営5部門のうち、健康保養館（共同福祉施設を含む）・加工センター・白神山水の館は町有施設であり、町は開発公社と指定管理協定を結び、管理運営を委託しております。健康保養館は、低料金で町民等の健康増進を図るもので、加工センター及び白神山水の館は、特産品開発や資源を活用した地場産業の振興を目的として運営されております。

これらの施設の維持管理には、保守料や維持修繕費、水道光熱水費や管理のための人件費が掛かるため、町では、施設の健全な運営が図られるよう、こうした維持管理費に要する経費の1/2相当と人件費の一部について、一定のルールにより指定管理料として支払っております。

こうしたことから、指定管理料は赤字・黒字で増減するものではなく、年度当初に契約した協定に定める金額を基準として支払いしており、計画目標により売上げを伸ばして黒字化を目指すこととしています。